

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に係る届出事項を変更する旨の届出があった。

当該届出に係る書類については、一般の縦覧に供するので、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、縦覧期間満了の日までに大阪府知事に意見書を提出することができる。

令和5年1月19日

大阪府知事 吉村 洋文

## 1 届出の概要

- (1) 大規模小売店舗の所在地及び名称  
大東市大野一丁目1053番2ほか  
カナートモール住道店
- (2) 大規模小売店舗を設置する者の住所及び名称並びに代表者の氏名  
大阪市西成区花園南一丁目4番4号  
株式会社エイチ・ツー・オー商業開発  
代表取締役 今井 康博
- (3) 変更しようとする事項  
ア 駐車場の位置及び収容台数  
イ 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
- (4) 変更する年月日  
令和5年8月27日

## 2 届出年月日

令和4年12月26日

## 3 届出に係る書類の縦覧の期間及び場所

- (1) 縦覧の期間  
令和5年1月19日から同年5月19日まで
- (2) 縦覧の場所  
大阪市住之江区南港北一丁目14番16号 大阪府咲洲庁舎25階  
大阪府商工労働部中小企業支援室商業・サービス産業課  
大東市谷川一丁目1番1号  
大東市産業・文化部産業経済室

## 4 意見書の提出先

〒559-8555 大阪市住之江区南港北一丁目14番16号 大阪府咲洲庁舎25階  
(TEL (06) 6210-9497)  
大阪府商工労働部中小企業支援室商業・サービス産業課